

平成28年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成29年3月22日(水)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	本間 重雄 委員長 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員
事務局	契約検査課、事業課、道路整備課、下水道整備課、建築住宅課
傍聴者	なし

I 開会 本間委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成28年10月17日から平成28年12月15日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率、などを説明した。また、前回定例会時に委員にご指摘をいただいた「道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定」について、業務担当課からの回答に基づき説明を行った。】

委員：「道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定」についてだが、なぜ点検箇所を当初の18橋から44橋に増やしたのか、その理由が知りたい。無駄に増やしたということではないのか。もしそうではないとしたら、なぜ当初は18橋という判断をしたのか。そのあたりについて、変更の合理性が果たしてあったかどうか、この回答文書からでは読み取れない。

事務局：一括発注による軽減率や落札率により生じた予算の執行残を使い、翌年度以降に予定されていた点検を前倒して行ったということではないかと思う。

委員：変更契約により、契約金額が約1.5倍程度増額している。しかし、点検箇所を見ると橋りょうが18橋から44橋に、道路構造物は3箇所から5箇所に追加変更ということなので、これだけ見てもどのような根拠でこの変更後の金額に至ったのかまったく分からない。そのあたりの資料も用意していただきたかった。

事務局：橋の長さや幅などによっても点検の金額は変わる。

委員：そうなのであれば、距離なのか面積なのか分からないが、そういった数字の積み上げによって金額が変わるという部分の説明がもう少し欲しかった。

委員：本件は随意契約ということもあり、より慎重に審議を行う必要もあるかと思うので、次回定例会時に構わないので、本日の内容を踏まえて資料の再提出を求めることといたしたい。

事務局：次回定例会時に、追加の資料を添えて説明することといたします。

議題 2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた守屋委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚競輪場競走路改修工事

抽出理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札で入札者がいなかった、または落札にいたらなかった場合）により、随意契約いたしました。

当初の入札参加条件、随契業者の選定経過、契約経過等を確認したいため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札経過、随契に至った理由などを説明】

委員：地域要件を全国として公告しており、なおかつこれだけ大きな規模の案件にも関わらず、入札時に参加資格を有する業者がいなかったということだが、このようなことはあり得るのか。特殊な工事だということは分かるが、これはやはりイレギュラーなケースなのか。

事務局：イレギュラーなケースと言える。競輪場の路面ほ装を行う機械を所持しており、本件を受注できるような業者は全国でも大手のほ装会社に限られてしまうが、この時期にそれらの業者の多くが指名停止の措置を受けてしまっていたために、このような結果となった。

委員：競輪場は全国に数十か所はあるし、このような改修工事は全国で見れば毎年発注されているものかと思う。そのような状況の中で、本当に一者に限定され、随契をせざるを得ないということが本当にあり得るのか。落札率は約90%とおかしい率ではないと思うが、やはりそのあたりのことを疑問に感じてしまう。

事務局：平塚競輪場において同工事を行うのは28年ぶりで、長いスパンが空いてしまっていた。委員も仰るとおり特殊な工事であるため、受注できる業者が限られてしまうが、入札公告の時点で国交省から全国の手八者がゆくゆくは営業停止措置を事前に通告されていたという状況があった。全国の競輪場でもそのあたりの状況を注視していたが、やはり契約時点での営業停止が目に見えているため、大手八社から入札参加を見送るとの申し出をされてしまった。また、競輪場としてもより多くの業者に入札参加をして欲しかったところではあるが、特殊な機械については、全国の地域ごとに貸し出しをする会社が決まっており、地域を飛び越えて貸し出すということはやらないとのことである。そのような経緯があり、一者を除き受注できる可能性のあるすべての方から、グループ会社も含めて入札参加は難しいという判断をされてしまったことから、一者随契という形を取らざるを得なかった。

委員：随契の根拠法令として地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札で入札者がいなかった、または落札にいたらなかった場合）を適用しているが、入札公告は一度しか行っていないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の条件である「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当しないのではないか。また、工期が厳しいという話もあったので、そのあたりを考慮すると地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競

争入札ができない場合)の方が適しているのではないかと思います。

事務局: 入札の公告を行ったが、入札参加資格を持つ者の入札がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の条件である、「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当すると考える。また、「再度の入札」とは、二度目の入札公告ということではなく、一つの案件に対して、一回目の入札で予定価格に達せずに、二回目の入札書を提出した場合であると考えている。

委員長: ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(2) 片岡51号線改良工事その1及び岡崎148号線改良工事その3

抽出席理由: 落札日が同一、工事内容が同じ改良工事、入札参加者も同じで、5者が同額入札で、くじ引きで落札者を決定しています。くじの結果、同じ業者が落札しています。くじ引きの結果として同じ業者が落札することができる基準の確認をしたいため。

委員長: それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課及び下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札や抽選の経過を説明】

委員: 二つの工事を見比べると、入札の参加条件はまったく同じであり、工期や内容も似通っている。二件とも入札の結果同じ業者が抽選により落札している。厳正な抽選の結果なので、これはこれで良いのかも知れないが、市内業者の育成と言う観点からも、より多くの業者に落札してもらうために受注本数の制限を設けるなどのやり方もあるのではないかと思います。そのあたりの考え方を確認したい。

事務局: 現状では受注本数の制限を特に設けていないために、抽選によってたまたまこのような結果になることもあり得てしまう。平成29年度からは、同値抽選の多い土木一式、ほ装、樹木保護管理の一般委託の三工種に関して、同日に参加条件が同ランクで公告された案件どうしの場合、受注本数を一日一件に制限することとした。

委員: 岡崎の工事の方は三か年で行われる工事の最終年ということだが、毎年同じ業者が受注しなくても問題はないのか。

事務局: 年度によって業者が異なっても特に問題はない。

委員: 入札の結果を見ると、辞退がかなり多いように感じる。辞退している業者や、抽選となっている業者、また明らかに高い入札金額を入れている業者も二案件ともに似通っている。この状況をどう考えているのか。

事務局: 辞退は不誠実と考え、辞退するぐらいなら明らかに高い金額を入札して外すという方も中にはいらっしゃるといのは聞いたことがある。しかし、決められた期間内の辞退であれば問題はなく、ルールにのっとって行われるものであるため、ペナルティなどを科すことも当然ない。ただし、不着に関しては円滑な入札の妨げとなるため、やめていただくよう度々申し上げている。

委員: 平成29年度から受注本数を一日一件に制限することだが、業者側はこの制限をどう捉え

ているか分かれば伺いたい。

事務局：受注制限に関しては、業者との意見交換会の中で、一件で構わないので受注制限を設けて欲しいという申し出があったため、導入するものである。二月に行われた業者向けの入札契約制度説明会の中でも既に説明済みである。

委員：ある程度の積算能力を持つ業者なら最低制限価格を算出することは可能と言う状況であれば、極端な話その工事をやりたい業者を集めて抽選をした方が早いのではないか。

事務局：不調対策のために、予定価格の事前公表を行う自治体も中にはある。しかし、予定価格の事前公表を行うと、当然落札率も高くなり、場合によっては予定価格の100%の入札金額での同値抽選が頻発しかねない。また、談合の温床になる恐れもあることなどから、国交省は予定価格の事前公表を控えるよう促している。平塚市においても、予定価格は事後公表としている。同ランクの方どうしであれば、みなさん同じぐらいの技術力を有しているとは考えているが、あくまで予定価格は伏せ、単価のみの公表とすれば競争の原理は働くし、正確な積算ができるというのも業者の能力であるという見方をしている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 土屋24号線改良工事及びバリアフリー整備工事（南町通東浅間線）

抽出理由：同価入札があったため、くじ引きにより平成28年11月28日、落札者を決定しました。

なお、辞退者のうち入札金額が表示されている方は、開札後、疑義申立て期間中に辞退しました。

辞退した業者は同じ業者で、疑義の内容及び疑義があった場合の申立から結論までの一連の手続き、辞退での処理等を確認したため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、疑義申立て制度について説明】

委員：本件では疑義の申立てがあったのか。

事務局：二件とも疑義の申立ては特になかった。ただし二件とも、抽選での落札候補となったが、疑義申立て期間中に辞退した業者（同一業者）がいたということである。

委員：もし疑義の申立てがあった場合、疑義がなかった場合と比べて落札決定はどのぐらい遅れるものなのか。

事務局：疑義の申立てがなければ、通常開札日翌々日の午前9時から落札決定を行うが、疑義の申立てがあれば契約検査課及び工事主管課でその対応をすることから、落札決定が少し遅れることとなる。市からの回答内容について、申立て者がすぐに了承していただけるかどうかというところにもよるが、だいたい半日～丸一日程度落札決定が遅れることが多い。疑義申立てを通じて万が一市側の違算が判明した場合は、内容によっては案件の中止などをせざるを得ないこともある。

委員：本件では疑義申立て期間中に辞退をした業者がいるとのことだが、辞退の理由は問うのか。

事務局：疑義申立て期間中の辞退であれば、辞退理由を記載した辞退届の提出が必須となる。現場代理人や主任技術者等の人員配置が難しくなったために辞退をするという業者が多い。（本件の辞退業者も同様の理由であった）入札公告から開札まで3週間ほど期間が空いてしまうため、その間にどうしても人員の確保をすることが難しくなってしまう場合もあり得るということは、発注側でも想定している。

委員：抽選対象になった業者は、自分以外にどの参加業者が抽選対象となっているかなどの情報は分からないのか。

事務局：それは絶対に分からないようになっている。平塚市が電子入札システムで執行する一般競争入札においては、開札後に参加業者に伝わる情報は、現在の最低入札金額及びその金額で入札した者が複数いるかどうかということだけである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

（4）長寿命化対策管路改築工事その7（第34処理分区）

抽出理由：疑義の申し立てがあり、指摘事項を調査した結果、疑義とならない旨の回答書を申立者が了承したため、平成28年12月28日落札決定しました。

指摘事項の内容と調査の手続き、結果内容を確認したため。

今回は16者が入札、14者が同額、1者予定価格をオーバー、落札者のみ最低制限価格での入札をなっています。この現状をどう判断しているのか確認したため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、疑義申立て内容及び調査の過程について説明】

委員：抽出理由にもしたが、入札結果表を見ると、入札参加業者のうち一者が最低制限価格と同額の金額で入札して落札し、その他大勢の業者が最低制限価格よりも高い同額で並んでいる。逆に最低制限価格で大勢の業者が並び、一者だけ高く外れるということなら理解できるが、やはりこの結果を見ると、市の設計図書類が間違いのないものであったとしても、実際にこうして疑義を申立てた参加業者もいるので、よほど分かりづらかったのではないか。落札者が飛びぬけて積算能力に優れていたという見方もできるのかも知れないが、疑問の残る結果だと思う。このようなことはよくあるのか。

事務局：こちらの表現や伝達の方法など、そういった部分もあるかも知れないが、この件に関しては歩掛を読んでいただければ分かる内容であり、違算ではないと判断した。

委員：参加業者の疑義申立て内容を読んでもよく意味が分からないので、簡潔に説明していただきたい。

事務局：入札公告の際に登録単価一覧表を提示しており、その中には記載単価の20分の1で計上する必要のある項目があるが、そのことが分かりづらかったので、そのまま計上して積算したために、平塚市の予定価格と自社の積算金額に差異が生じてしまった、というような内容である。しかし、積算基準書にはそのような考え方が示されているし、質問回答の際にもその旨を回答していることから、違算ではなく、読み違いをした業者が多数いたものだと考えて

いる。

委員：言っていることは理解できるが、もし仮にこの最低制限で入札した業者も、他の業者と同様に読み間違いをしていたら、その高い金額で抽選・決定してしまっていたということは事実である。たまたま正しい積算をし、最低制限価格で入札した業者がいたから良いものの、先ほど申したようなケースになれば、市側が損失を被っていたことになる。平塚市として正しい積算をしていたのだと思うが、もう少し万人が分かりやすいような表現をした方が良かったのではないか。

委員：仮にこれを大学入試に置き換えて、1000人の受験者がいて、800人が大学側の募集要項を読み間違えていたとすると、確実に大学は責任問題を問われるであろう。そのような誤解を生むような書き方をしたという責任が発生してしまう。今回のケースも同様で、今回はこのような疑義と回答のやり取りで最終的には丸く収まったとのことだが、情報の伝え方をもう少し工夫しないと、トラブルになりかねない話ではないか。

事務局：発注側としても、土木系の工事は抽選が頻発するため、積算基準書を正しく読み解いている方が有利になるような方法を考えているという面はある。委員の仰ることも分かるし、今回の案件ではそれが極端に結果に表れすぎてはいるが、どこまで親切丁寧に情報をオープンにしなければならないのかという問題は、非常に難しいことではある。

事務局：今回のようなケースが頻繁に起きているとすれば、それは問題であり、表記の仕方を直ちに直さなければならないが、やはり全部が全部情報をオープンにする方向にしてしまえば、競争の原理が働かなくなるということにもなってしまふ。そのあたりのバランスは、これからも慎重に考えていきたい。

委員：このようなことがあると、同じような内容に関して今後参加業者はより注視するというか、気を付けて積算をするようになるものなのか。

事務局：それはあると思う。質問回答のやり取りの中でも、この手の質問をする業者が増えるかと思われる。

委員：下水管の長寿命化工事は継続的に行われていくものかと思うが、塩ビ管を内装して寿命はどれぐらいになるものなのか。

事務局：耐用年数は約50年と言われている。管の外側が劣化しても、中で樹脂系の素材を巻いていることで、長い期間使用に耐えうるというものである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(5) 平塚競技場バックスタンド増築工事（意図伝達業務）及び
平塚競技場バックスタンド増築工事（工事監理業務）

抽出席理由：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合）により、随意契約いたしました。

随契業者の選定経過、契約経過、落札率等を確認したため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から委託の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、随契の理由について説明】

委員：一般的な話だが、意図伝達業務を随意契約とせず、設計業務と併せて入札に掛けることはできないのか。このように分けて発注するというのは民間だとあまりやらないと思うが、そのあたりのことを伺いたい。

事務局：そういったこともできなくはないかも知れないが、意図伝達業務は、設計業務が終わらない限り業務の内容やボリュームなどが確定しない性質のものである。また、そもそもその工事を本当に発注するのかどうか、予算がどれぐらいになるかなど、設計が終わってみなければ確定しない部分が多いため、設計者が施工段階に入ってから行う業務という位置付けであり、原則設計者を相手方として随意契約をすることとしている。

委員：そもそも設計者と工事監理者が別（工事監理者を入札で決め直す）という前提があるために、意図伝達業務が生じてしまうのではないか。民間の建築工事では、普通は設計者が工事監理も行うため、そもそも意図伝達業務の必要がないものと認識している。

事務局：意図伝達業務は、工事監理者への説明という側面もあるが、基本的には施工業者への説明をするものであるため、設計者しか請け負うことができない。一方、工事監理業務は、設計図書類のとおりに行われているかを確認するための業務であるため、基本的には設計者でなくても請け負うことができるという考えのもと、入札で業者を決めている。（ただし、本件の場合はその他の要因もあり、公共工事随意契約審査会に諮ったうえで設計者と随契している）

官庁施設の設計業務・積算等要領というものがあり、その中で基本設計、実施設計、設計意図伝達業務のそれぞれに関する業務細分率が定められている。基本設計及び実施設計までが工事の前に行われるいわゆる設計業務と言われるものであり、工事が始まると、設計者の役割として設計意図伝達業務が生じる。これら全体を通して設計業務と言われることもあるが、あくまでタイミングが工事の前後で分かれており、前半が設計業務、後半が意図伝達業務ということである。これは官庁の設計基準の考え方なので、委員が仰る民間の手法とは異なるのかも知れない。

委員：一般的に、設計業務の金額は本体工事費の約1割程度になると聞いたことがあり、本件においても設計業務の金額はそれぐらいの範囲に収まっているが、一方で工事監理業務が高すぎるのではないかと感じてしまう。設計業務の約半分ぐらいの契約金額だが、工事監理業務はそんなに値が張るものなのか、疑問に感じる。

事務局：設計金額は積算基準に従って算出しているので、適正な金額と判断している。

委員：設計業務を入札した際の落札率を伺いたい。本件の場合、意図伝達業務は98.13%、工事監理業務は99.41%と、いずれもかなりの高落札率である。随契が止むを得ない場合であることは理解できるが、設計業務の落札率を随契時も引き継いで契約することはできないのか。これではせっかく設計業務で入札しても、結局はその後に付随する随契において、今回のケースのように高額な契約をせざるを得ない可能性が出てしまうと思う。

事務局：設計業務の落札率は約80%であった。先ほど工事主管課が申したように、現在は設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務は別個に発注することが官庁では一般的ではある。ただし、そういった考え方がゆくゆく変わることも考えられるので、そのあたりは国交省の動向を注

視したいと考えている。また、委員が仰る、設計業務の落札率を随契にも適用して契約するという手法であるが、設計業務が終わらないと設計意図伝達業務や工事監理業務の全容が見えないため、落札率をそのまま引き継ぐというのは難しい面もあるとは思うが、今後の検討材料とさせていただきたい。

委員長：特に質問がないようなので、議題3 その他に移りたいと思います。
業務担当課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・平成29年度における、入札・契約制度の主な変更点の概要を説明
- ・次回抽出委員の選定

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時閉会)